

政令第二十九号

建築基準法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、建築基準法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十七号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

建築基準法の一部を改正する法律の施行期日は、令和元年六月二十五日とする。

理由

建築基準法の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。